

行方不明対策マニュアル

利用者様が行方不明になったら

【ヘルプステーションぽっかぽか】

- 施設内（トイレ・風呂・廊下など）及び、施設外周辺を搜索する。

所長の指示のもと、スタッフは各自の携帯電話を持って探すこと

利用者発見時は、施設に電話を掛け「見つけた」ことを連絡する。

- 利用者未発見時は、管理者に連絡をし、再度管理者の指示のもとに搜索する。その間所長は、利用者のご

家族に行方不明の恐れがある旨を伝える。

利用者発見時は、家族に連絡を行うとともに、関係者全員に「見つけた」ことを連絡する。

当日、所長はご家族に謝罪に伺う

- 1 時間後も利用者未発見時は、家族に連絡をし、警察等への届出を行ってもよいかの判断を仰ぎ、結果に従って、届出の実施・未実施をする。

搜索後の流れ

- 事故報告書の記入
- 市区町村への事故報告書の提出
- 対策の立案
- 処理結果を、利用者及びそのご家族・ケアマネジャー等の関係者に報告する